

広報直島

2023 Dec. No.845

12

すな おな えが おの しま

contents

- 02 今年一年の回顧録
- 04 財政事情の公表
- 06 人事行政の運営状況
- 08 カメラリポート
- 09 建設経済課・住民福祉課からのお知らせ
- 12 住民福祉課・環境水道課からのお知らせ
- 13 高松税務署からのお知らせ
- 14 ふれあい診療所からのお知らせ



中学校1日議会体験学習(カメラリポート8ページ)

町の人口 | 12月1日現在(先月比) 世帯数/1,572(-1) 人口/2,949(-1) 男/1,524(+1) 女/1,425(-2)
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

町の面積 | 14.21km²

直島町HP / <https://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / somu1@town.naoshima.lg.jp

「令和5年を顧みて」

直島町長 小林 眞一

今年も残すところ、あとわずかとなりました。

年の瀬を迎え、町民の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から町政に対する温かいご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

毎年、広報12月号では、一年の締めくくりとして、その年を回顧し、いくつか出来事をご紹介しておりますが、今年も年初から春までは新型コロナウイルスと向き合う生活を強いられることからのスタートとなりました。

しかしながら、5月8日からは5類感染症に位置付けられ、季節性インフルエンザと同等の扱いとなりました。令和2年1月に国内で初の感染者が確認されてから3年5カ月もの間、町民の皆様には感染症対策として、ワクチン接種のほか、マスクの着用、外出の自粛、手指消毒など、様々な取組みにご協力をいただいておりますが、おかげさまをもちまして大きな混乱もなく、何とか乗り越えることができました。

なお、今でも新型コロナウイルスの感染がなくなったわけではなく、また、季節性インフルエンザも流行の兆しがあることから、せきエチケットや場面に応じたマスク着用等のほか、感染した際には、一定期間は外出を控えるなど、各自で日常的な感染への備えを引き続きご協力をよろしくお願い致します。

さて、ここからは、直島町で今年行われた主な出来事について、ご紹介させていただきます。

まずは、町内行事の復活であります。5月以降に開催された町民体育祭や夏まつり、

火まつりをはじめ、町教育文化祭や環境フェスタなども規制なしで開催できたほか、伝統行事である地域の秋祭りも行うことができ、地元・直島の賑わいを取り戻すことができました。やはり、住民が主役となる行事に活気があれば、地域の盛り上がりも格別なものとなりますので、来年以降も大いに盛り上がってほしい、と期待しております。

次に、観光面においては、コロナ禍前の賑わいに戻ってきております。繁忙期には、多くの日本人観光客が戻ってくるようになりましたが、円安の影響もあってか特に外国人観光客の増加が顕著になってきており、直島が世界から注目されている場所となっていることを改めて感じているところでありますが、交通対策やマナーアップ対策などの課題もございますので、少しずつではありますが解決に向けた取組みを進めてまいります。

また、昨年も実施させていただきましたが、物価高騰に直面する町民の皆様と、地元の食料品店や飲食店の皆様などの支援を目的とした「直島町生活応援クーポン券（10,000円相当分）」を現在、町民全ての皆様に配布させていただいております。今回の使用期間は、11月13日（月）から来年の2月末までと前回よりも長期間使用できるようになっておりますので、食料品、日用品、ガソリンなどの燃料、理容・美容など日常生活に必要な買い物に役立てていただくほか、地元の飲食店でのランチやカフェタイムなど、毎日の生活の一助として、ぜひご活用ください。

ここまで、この1年を振り返ってきましたが、今年につきましても台風などの大きな自然災害もなく、また、町の行政運営の各分野においても、皆様の力強いご支援・ご協力により、無事に1年間を乗り切ることができ、町職員一同を代表し、厚くお礼申し上げます。

最後になりましたが、来たる令和6年（2024年）も、町民の皆様と本町にとって、更なる飛躍の年となることをご期待申し上げ、今年の回顧録とさせていただきます。

～ 財政事情の公表 ～

直島町の財政事情を公表します。

ここに公表する財政事情は、令和5年9月30日までの令和5年度の直島町の予算がどのように使われているか、皆さんによく知っていただくためのものです。

項目に少し分かりにくい言葉もありますが、自分の家の家計簿をみるつもりでご覧いただき、誰もが明るく楽しい生活ができる直島のまちづくりに、ご理解とご協力をお願いします。

一般会計

支出状況調書

(単位 千円：%)

科	目	当初予算額	予算現額	支出済額	支出率
1	議会費	52,241	52,241	27,018	51.7
2	総務費	595,559	612,925	189,496	30.9
3	民生費	580,527	593,382	204,294	34.4
4	衛生費	549,880	557,322	97,156	17.4
5	労働費	6	6	0	0.0
6	農林水産業費	47,390	47,390	13,216	27.9
7	商工費	67,358	110,006	27,679	25.2
8	土木費	608,334	608,334	72,160	11.9
9	消防費	102,646	103,646	20,843	20.1
10	教育費	253,210	253,210	97,699	38.6
11	災害復旧費	18	18	0	0.0
12	公債費	451,984	451,984	213,218	47.2
13	諸支出金	3	44	41	93.2
14	予備費	10,000	9,412	0	0.0
歳出合計		3,319,156	3,399,920	962,820	28.3

(注) 「予算現額」欄は、前年度からの繰越事業を含む。

収入状況調書

(単位 千円：%)

科	目	当初予算額	予算現額	収入済額	収納率
1	町税	840,791	840,791	792,764	94.3
内 訳	町民税	212,862	212,862	124,994	58.7
	固定資産税	594,913	594,913	645,015	108.4
	軽自動車税	14,047	14,047	13,808	98.3
	たばこ税	18,969	18,969	8,947	47.2
2	地方譲与税	10,718	10,718	3,481	32.5
3	利子割交付金	500	500	144	28.8
4	配当割交付金	3,300	3,300	906	27.5
5	株式等譲渡所得割交付金	2,700	2,700	0	0.0
6	法人事業税交付金	10,000	10,000	5,722	57.2
7	地方消費税交付金	84,000	84,000	49,883	59.4
8	環境性能割交付金	800	800	392	49.0
9	地方特例交付金	901	901	1,066	118.3
10	地方交付税	1,070,000	1,070,000	776,275	72.5
11	交通安全対策特別交付金	1	1	0	0.0
12	分担金及び負担金	24,848	24,848	9,071	36.5
13	使用料及び手数料	76,434	76,434	39,221	51.3
14	国庫支出金	116,291	167,940	34,035	20.3
15	県支出金	124,808	135,508	20,181	14.9
16	財産収入	7,066	7,066	2,784	39.4
17	寄附金	70,008	70,008	10,191	14.6
18	繰入金	791,063	791,063	0	0.0
19	繰越金	30,000	48,415	173,146	357.6
20	諸収入	16,927	16,927	3,281	19.4
21	町債	38,000	38,000	0	0.0
歳入合計		3,319,156	3,399,920	1,922,543	56.5



令和5年度 特別会計の状況調査

(単位 千円：%)

区 分	当初予算額	予算現額	収入済額	収納率	支出済額	支出率
国民健康保険事業特別会計	451,800	451,800	185,154	41.0	135,284	29.9
介護保険事業特別会計	402,299	402,820	189,052	46.9	166,255	41.3
診療所事業特別会計	319,712	320,012	67,054	21.0	121,623	38.0
後期高齢者医療事業特別会計	68,086	68,086	27,658	40.6	17,783	26.1
下水道事業特別会計	272,584	302,584	57,428	19.0	119,219	39.4
宅地造成事業特別会計	109,009	130,717	21,741	16.6	36,811	28.2
合 計	1,623,490	1,676,019	548,087	32.7	596,975	35.6

(注)「予算現額」欄は、前年度からの繰越事業を含む。

令和5年度 簡易水道事業会計の状況調査

(単位 千円)

区 分	収益的収支		資本的収支	
	予算額	執行額	予算額	執行額
収 入	478,529	192,913	78,361	0
支 出	480,659	199,087	214,626	69,887
収支差引	△ 2,130	△ 6,174	△ 136,265	△ 69,887

令和5年度 町税住民負担額の状況調査

町債の現在高

(単位 千円)

区 分	税 額	一人当り税額	一世帯当り税額
町 民 税	千円 212,472	円 71,927	円 135,160
固定資産税	651,111	220,417	414,193
そ の 他	24,363	8,247	15,498
合 計	887,946	300,591	564,851

現在人口2,954人 世帯数1,572戸

区分	借入先	金額	備 考	
普 通 会 計	財 務 省	2,220,536	一般公共事業債	10,884
			一般廃棄物処理事業債	52,215
			減税補てん債	0
			減収補てん債	4,000
			学校教育施設等整備事業債	46,454
			臨時財政対策債	977,772
			辺地対策事業債	196,906
			過疎対策事業債	735,059
			全国防災事業債	15,828
			病院事業債	181,418
普 通 会 計	地方公共団体金融機構	106,472	緊急防災・減災事業債	106,472
	株式会社かんぽ生命保険	7,421	減税補てん債	2,421
			一般公共事業債	5,000
普 通 会 計	株 式 会 社 ゆうちょう銀行	20,213	一般公共事業債	0
			減税補てん債	201
			臨時財政対策債	20,012
			臨時財政対策債	14,265
普 通 会 計	株 式 会 社 百十四銀行	14,265	臨時財政対策債	14,265
			香川県農業協同組合	46,776
			臨時財政対策債	46,776
			特 別 会 計	財 務 省
辺地対策事業債(下水道)	14,607			
過疎対策事業債(下水道)	1,554			
特 別 会 計	財 務 省	1,282,377	地方公共団体金融機構	128,832
			下水道事業債	128,832
			簡易水道事業債	1,004,100
			辺地対策事業債(簡易水道)	277,738
特 別 会 計	財 務 省	53,341	過疎対策事業債(簡易水道)	539
			地方公共団体金融機構	53,341
特 別 会 計	地方公共団体金融機構	53,341	簡易水道事業債	53,341
合 計		4,460,854		

財産・公債及び一時借入金の現在高調査

区 分	面 積 ・ 金 額
土 地	896,179.48㎡
建 物	39,184.87㎡
有 価 証 券	0円
出 資 に よ る 権 利	10,489,440円
基 金	1,786,300,000円
債 権	0円
一 般 現 金	410,000円
一 般 預 金	1,014,939,251円

令和4年度直島町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2および直島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年直島町条例第6号）第4条の規定に基づき、令和4年度の直島町の人事行政の運営等の状況の概要（抜粋）を公表します。

I 職員の任免及び職員数に関すること

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況

（令和4年度、単位：人）

区分	任用				退職		
	採用	昇任	降任	転任	定年	勸奨	自己都合その他
一般行政職	3	—	—	—	1	—	2
技能労務職	—	—	—	—	—	—	—
医療職	5	—	—	—	—	—	2
計	8	—	—	—	1	—	4

II 職員の給与に関すること

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	令和3年度の 人件費率
令和4年度	(令和5年1月1日) 2,949人	千円 3,759,666	千円 204,697	千円 658,531	% 17.52	% 16.23

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末手当	計 B		
令和4年度	人 64	千円 235,024	千円 99,629	千円 96,557	千円 431,210	千円 6,738	千円 5,464

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、地方公務員給与実態調査にて報告した普通会計関係に属する令和4年4月1日現在の職員の総数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均給与月額 (国比較ベース)
直島町	42.8歳	317,300円	422,995円	343,559円
香川県	43.2歳	324,074円	423,449円	356,945円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	40.9歳	295,729円	342,782円	320,512円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況

（令和4年4月1日現在）

区分	直島町	香川県	国	
一般行政職	大学卒	182,200円	191,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	158,900円	150,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	266,000円	374,200円	384,500円	403,200円
	高校卒	—	—	379,400円	387,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	6人	14.6%	146,100円	247,600円
2級	主任主事	2人	4.9%	195,500円	304,200円
3級	主査	10人	24.4%	231,500円	350,000円
4級	係長	2人	4.9%	264,200円	381,000円
5級	課長、主幹、課長補佐	17人	41.5%	289,700円	393,000円
6級	課長	4人	9.8%	319,200円	410,200円

(注) 1 直島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

直島町	香川県	国
1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,501千円	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,666千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当

(令和4年4月1日現在)

直島町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額 9,789千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

5 特別職の報酬等の状況

(令和4年4月1日現在)

区分			給料月額等		
給料	町	長	715,000円 (715,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
		副町長	535,000円 (535,000円)	840,000円 / 416,500円	705,000円 / 415,000円
報酬	議	長	248,000円 (248,000円)	395,000円 / 160,000円	
	副議	長	206,000円 (206,000円)	310,000円 / 140,000円	
	議	員	191,000円 (191,000円)	290,000円 / 130,000円	
期末手当	町	長	(令和4年度支給割合)		
	副町長	長	2.40月分		
退職手当	議	長	(令和4年度支給割合)		
	副議	長	2.40月分		
退職手当	町	長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		副町長	退職の日における給料月額×勤続期間の月数(48月を超えるときは、48月)×支給割合(町長36.5/100、副町長22/100)	12,526,800円	退職した日から起算して1月以内
	備考			5,649,600円	

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

11月2日(木)・3日(金・祝)

教育文化祭

西部公民館にて教育文化祭が開催されました。幼児学園の園児・小学校の児童・中学校の生徒の作品のほか、文化協会会員や一般・団体の参加者によるパッチワーク・絵画・生花・手芸・書道などの作品展示や企画展示ブース・バザー・縁日・お茶席もひらかれ、たくさんの来場者でにぎわいました。



11月11日(土)

子ども会島外遠足

子ども会島外遠足として、冒険の森ひるぜんへ行ってきました。参加者は、子ども31名と育成者15名の計46名が、アスレチックのチャレンジコースに挑戦しました。森林のなか、普段できない体験をし、ときに勇気をもって、みんなで大いに楽しみました。



11月17日(金)

中学校1日議会体験学習

役場議場にて中学校1日体験議会が開催されました。中学生たちが地元直島をどのようにしたら良くなるかを考え、一般質問を行いました。生徒たちからは、防犯や交通などの日頃から気になることを質問し、町執行部は本会議さながらに真剣な回答を行いました。





建設経済課からのお知らせ

無免許・無許可でイノシシやタヌキなどの野生鳥獣の捕獲やわなの設置をしないでください！

イノシシやタヌキなどの野生鳥獣（鳥類およびほ乳類）を捕まえたり、わなを設置したりすることは、法律で原則禁止されており、捕獲やわなを設置するためには、免許の取得または許可が必要となります。また、自己の所有する土地で捕獲する場合にも、同様となります。

法律に違反して野生鳥獣を捕獲した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられますので、違法な捕獲行為は絶対にしないでください。

野生鳥獣の捕獲を検討されている方は、事前に建設経済課までご相談ください。



お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224

住民福祉課からのお知らせ

出張年金相談を開催します

●開催日

12月21日（木） **事前予約制**

●場所・時間

- ・役 場（1階小会議室） 9：30～12：30
- ・西部公民館（1階研修室） 13：00～16：00

年金相談をご希望の方は

『街角の年金相談センター高松（オフィス）』に
事前予約をお願いします。

（年金手帳などに記載されている基礎年金番号が必要です。）

☎087-811-6020（予約用）

平日8：30～17：15

【土・日・祝日を除く】



●相談内容

年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整等

●年金請求・各種手続き

老齢年金、遺族年金、障害年金、離婚分割、住所・口座変更等

●持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの

※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類（免許証等）が必要です。

年金事務所と同等のサービスが受けられます。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223



住民福祉課からのお知らせ

～ 知ってください 国民健康保険のこと !! ～ 【医療費適正化のために】

国民健康保険の被保険者の皆さんが、病院等の窓口で支払っているのは医療費の一部であり、残りは保険者（町）が負担しています。医療費はここ数年高い状態が続いており、国保の財政にも大きな影響を及ぼしています。医療費が増え続けると、皆さんの保険税を引き上げなければならない可能性が大きくなります。

少しでも医療費を適正化していけるように、ご協力をお願いします。

医療費増加の主な原因

医療機関へのかかり方	生活習慣病の増加	医療技術の進歩
かぜなどの軽い症状で最初から大きな病院にかかったり、同じ病気で複数の医療機関にかかったりすると、医療費が増えてしまいます。	日々の生活習慣が要因で起こる生活習慣病が増えています。生活習慣病などの慢性疾患は、治療に長い期間がかかるため、医療費が増えてしまいます。	新しい医療機器や医療技術、新薬等が開発されたことで、治療が難しかった病気も治療が可能になりましたが、治療にかかる費用も増えています。

医療費節約のコツ

● かかりつけ医を持ちましょう

“かかりつけ医”とは、日頃から診察や健康管理をしてくれる身近なお医者さんのことです。病歴などを把握したうえで、細やかな対応をしてもらえます。町内にもふれあい診療所がありますので、“かかりつけ医”として積極的に利用してください。

● 重複受診をやめましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかることはやめましょう。医療費が増えるだけでなく、重複する検査や投薬により、体への負担や副作用も心配されます。

● 診療時間内に受診しましょう

緊急の場合以外は、休日や診療時間外の受診はやめましょう。緊急を要する重症の患者さんへの対応が遅れ、治療が間に合わなくなるなどの恐れがあります。また、本来の医療費のほかに時間外料金等も加算され、医療費が増えてしまいます。

● 健康診断を受けて、病気を早期発見しましょう

自覚症状が現れにくい生活習慣病などの早期発見には、健康診断によるチェックが重要です。病気の早期発見・治療は医療費の節減にもつながります。定期的に健康診断を受けて、病気の早期発見に努めましょう。

● 薬を正しく使いましょう

処方薬は市販薬より薬効が強いので、重複して飲むと危険です。薬の飲み合わせや適量以上の服薬により、副作用や症状の悪化が心配されます。指示された用法・用量を守り、正しく使いましょう。

～国民健康保険の届け出・申請にはマイナンバーの記載が必要です～

国民健康保険の届け出・申請には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となっています。届け出・申請の際は、申請者、世帯主、手続対象者全員分のマイナンバー（個人番号）がわかるものを持参してください。

お手数をおかけしますが、よろしくをお願いします。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

健康推進室からのお知らせ

胃がん・乳がん検診のお知らせ（済生丸）

下記の日程で胃がん・乳がん検診を行います。
 まだ受診できていない方は、ぜひこの機会をご利用ください！

実施月日（曜日）		料金	場 所	受 付 時 間	定員
令和6年 1月29日（月）	・胃がん（バリウム検査） ・便中ピロリ菌抗原検査	500円	宮浦港 （済生丸）	10：00～11：00	10名程度
令和6年 1月30日（火）	乳がん ・マンモグラフィ検査				

胃がん検診（バリウム検査）

満40歳以上の方で職場健診等で受診する機会のない方が対象です。

受診当日は、申し込み後に送付する問診票に必要事項をご記入の上、健康手帳を持ってお越しください。

※合併症のリスクが高いため、下記に該当される方は集団での胃がん検診を受けていただくことができません。
 また、安全のため、むせやすい方や手足の力が弱い方、寝返りがしにくい方は検査をお断りすることがありますのでご了承ください。

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| ①妊娠中・妊娠の可能性ある | ⑥1年以内に胃・大腸（痔も含む）の手術を受けた |
| ②過去にバリウムによるアレルギーを起こしたことがある | ⑦人工肛門 |
| ③重篤な食物アレルギーがある | ⑧腎臓病・心臓病などで水分制限をしている |
| ④腸閉塞や大腸憩室炎など、腸の病気にかかったことがある | ⑨常時、酸素吸入をしている |
| ⑤3カ月以内に大腸ポリープの内視鏡治療を受けた | ⑩検診当日を含めて4日以上排便がない |

乳がん検診（マンモグラフィ検査のみ）

満40歳以上の女性が対象となります。（バス検診と対象年齢が異なりますのでご注意ください。）

受診当日は、申し込み後に送付する問診票に必要事項をご記入の上、健康手帳を持ってお越しください。

★マンモグラフィ検診 500円

40歳代の方は、乳がん好発年齢であることから、2方向撮影になります。

今年度のマンモグラフィ検診は、偶数年生まれ（例：昭和46年、48年など）の方が対象です。

※検診をスムーズに行うため、胃がん・乳がん検診ともに**事前に検診予約**をとらせていただきます。

●令和5年12月22日（金）までに健康推進室までご連絡ください。

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400



健康推進室からのお知らせ

たのしい！アタマ元気 脳トレ教室

この教室では、面白いゲームやクイズ等をみんなで
行い、「記憶力」や「意欲」など、脳の活性をうながします。
楽しみながら、いつまでも元気な脳を目指しましょう。

【教室内容】

認知症予防脳トレ士による「脳イキキ活性化ゲーム」
なつかしい映像を見ながら、回想による脳トレ など

日時 12月25日(月) 9:45~11:00

場所 西部公民館 体育室兼講義室

講師 認知症予防脳トレ士 光村拓也氏

料金 無料

みんなと
一緒だから
楽しいわね。

なるほど！家でも
試してみようかな。



持ち物 筆記用具、眼鏡、飲み物など

申込 12月20日(水)までに
健康推進室までご連絡ください。



みんなで楽しく、脳を活性化しましょう♪

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400

環境水道課からのお知らせ

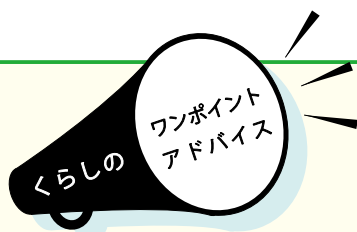
節水のお願について

少雨の影響で、高梁川水系ダムの貯水率が、大幅に減少しています。
今後も雨が降らなければ断水等の恐れもありますので、節水にご協力をお願いします。

- 洗顔、シャワーは、こまめに水を止める
- 歯磨きは、コップに水をくんで
- 手洗いなどは、水を少なめに
- 洗車は、バケツに水をくんで、洗剤も少なめに
- お風呂の残り湯は、洗濯や庭の散水に
- 多量の水を使う作業は、控える

大切な水資源を無駄にしないよう、日頃から心がけをお願いします。

お問い合わせ 環境水道課 ☎087-892-2225



電力会社を名乗る不審な電話に注意

自動音声で実在する電力会社を名乗り「未納料金があるため停電になる」「電気料金が割引になる」などと伝える不審な電話があったという相談がよせられています。

自動音声の指示に従って電話の操作を進めると、電力会社の窓口を名乗る人物につながり、悪質な勧誘行為や詐欺などの被害に遭う可能性があります。不審に感じたらすぐに電話を切ってください。

困ったとき、不安なときは、ひとりで悩まずにお電話ください。
【香川県消費生活センター ☎087-833-0999】【消費者ホットライン188 (局番なし)】

●●●●●●●● 高松税務署からのお知らせ ●●●●●●●●

確定申告について



確定申告はマイナンバーカードとスマホですますます便利に！

▶ スマホやパソコンで確定申告書等作成コーナーにアクセスすれば、画面の案内に沿って入力するだけで、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Tax 送信ができます。



確定申告書等作成コーナーはこちら！

▶ マイナポータル連携による申告書に自動入力対象が拡大



マイナポータル連携の詳細はこちら！

▶ 令和5年分から、給与所得者の源泉徴収票・国民年金基金等が自動入力の対象となります。

▶ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

- ◆申告会場
サンポート高松シンボルタワー（ホール棟1階）展示場
- ◆開設期間
2月16日（金）～3月15日（金）の平日と2月25日（日）
- ◆受付時間 9：00～16：00
※高松税務署内に申告会場は開設しません。
※混雑状況により、早めに受け付けを終了する場合があります。
※近隣の駐車場および駐輪場は**有料**です。
※確定申告会場では、**ご自身のスマホ等**を操作し、**申告書を作成**していただきますので、**マイナンバーカード（電子証明書付き）**をお持ちの方は、**利用者証明用電子証明書（数字4桁）および署名用電子証明書（英数字6～16桁）のパスワード**をご確認の上、ご持参ください。

混雑緩和のため、会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。

●「入場整理券」は会場での当日分の配付または **LINEから事前発行も可能**です。



国税庁LINE 公式アカウントはこちら！ ↑

確定申告電話相談センター

【開設期間】 令和6年1月17日（水）～3月15日（金）【☎0570-00-5901自動音声に従って「0」を選択】

お問い合わせ 高松税務署 ☎087-861-4121



地域おこし協力隊ぐらむ



担当：恵島

皆さん、こんにちは！地域おこし協力隊の恵島です。

11月18・19日に日本全国の「島と島」をつなぐ交流イベント『アイランダー2023』に参加してきました！

今回、SOLASHIOのサンプル配布やオリジナル缶バッジ作りのイベントを用意。アンケートでは直島の認知はあるものの、行ったことない方が約80%！知人の口コミやテレビで知っているという方が多かった印象でした。

今の日本人のお客様が旅行で求めていることは「食」でした！

ちなみに会場で食べた自然薯のとろろ揚げは、まわりサクサク、中はもちもちのとろろで美味しかったです！



#直島 #地域おこし #アイランダー2023

2023.11



No.197

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所



認知症 ～どう接すればいいのか②～

(医師 藤原 正貴)

10月号のコラム（「認知症 ～どう接すればいいのか①～」）の続きになります。

嫉妬妄想

嫉妬妄想は認知症の初期から中期にかけてよく見られる妄想で、家族への暴力や攻撃性につながることもあり、介護者が手を焼く原因になります。認知症ではもの盗られ妄想に次いで多い妄想です。

嫉妬心は誰でも持つ人間の感情で、様々な要因によって引き起こされます。認知症の初期には自分が役に立たなくなったという不安感が生じます。そのため、身近な人だけが楽しそうに外出していると、取り残された寂しさを感じて、次第にイライラや怒りとなり、嫉妬妄想によって攻撃することで自分の立場を取り戻そうとします。



<対処法>

家庭内での役割が残っている場合は嫉妬妄想の発生が抑えられる傾向があります。ご本人の望みや感じていることを理解し、ご本人ができることや役割を尊重し、自己価値を感じられるような会話や活動を提供することが重要です。関係性を見直し、優しい態度で接しましょう。**笑顔とコミュニケーションを大切に、**「ありがとう」と声に出して伝えてみましょう。**日常的に感謝の気持ちを伝えることで、自分が役に立っていると感じてもらえます。**忘れてしまうことも受け入れ、自信を失っている相手の応援団になるという心構えも大切です。これらのアプローチは妄想を軽減させるコツです。**嫉妬妄想に対しては思いやりに勝る特効薬はありません。**

妄想がきっかけで認知症とわかるケースもあります。初期の段階で認知症とわかれば、薬での症状改善やリハビリでの進行抑制が期待できるので、一度診療所にご相談ください。

認知症に限らず老化に対して、よく眠り、適切に食べ、筋力を維持して循環を良くすることは脳内の血流を増やして老廃物の排泄に有効とされており、適切な予防です。介護者も含めて穏やかな関係の中で、**自分らしく過ごすこと**が一番の治療になると思います。

赤ちゃん誕生 (敬称略)

すこやかな成長をお祈りします

地区 誕生地
なまえ お父さん
お母さん

積浦 野口 悠人くん
直人 葉津子

おくやみ (敬称略)

つつしんでご冥福をお祈りします

地区 氏名 年齢

宮ノ浦 石田 篤 82

本村 坂井 時子 94

寄附のお礼

石田貴之様より亡父石田篤様の香典返しとして、直島町立診療所、直島町社会福祉協議会、直島幼児学園、宮ノ浦自治会に対して金一封の寄附がありました。



チャレンジ! 広報クイズ

Q.医療費節約にもつながる診療のかかり方は?

- ①かかりつけ医を持つ
- ②重複受診をする
- ③診療時間外の受診

(ヒントは、広報紙の中にあります)

11月号の答え ② 応募総数8通

[応募締め切り] 12月31日(日)

クイズの答え・住所・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、1世帯1通に限ります。

[送り先]

〒761-3110 直島町1122-1
直島町役場総務課「広報クイズ12月号」係
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さん、ペットの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。
※写真でもデータでもOKです。

「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1
直島町役場総務課「広報なおしま ○○○コーナー」
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp
締め切り: 12月22日(金)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

玉野市休日当番医 市外局番(0863)

日	内科	外科	歯科
12月10	玉野市民病院 (宇野) 31-2101	宇野八丁目クリニック (宇野) 33-8080	赤司歯科医院 (宇野) 32-1289
17	青井医院 (宇野) 21-4370	近藤医院 (東田井地) 41-1061	あさの歯科医院 (玉原) 31-7722
24	田川医院 (和田) 81-8345	荘内クリニック (迫間) 71-4976	阿部歯科医院 (用吉) 71-0839
31	海岸通りクリニック (宇野) 31-3400	大西病院 (田井) 33-9333	石田歯科医院 (宇野) 32-2882
1月1	原田内科クリニック (宇野) 31-1717	山田クリニック (和田) 81-7197	井上(泰) 歯科医院 (八浜町八浜) 51-3360
2	井上内科医院 (玉) 21-2074	たまメディカルリハビリテーションクリニック (玉) 31-6803	井上(浩) 歯科医院 (迫間) 71-4818
3	玉野三井病院 (玉) 31-4187	玉野市民病院 (宇野) 31-2101	垣内歯科医院 (宇野) 21-3414
7	井上クリニック (宇野) 32-0831	玉野三井病院 (玉) 31-4187	木下歯科医院 (田井) 31-5545
8	竹原内科医院 (迫間) 71-0101	三宅内科外科医院 (榎ヶ原) 71-2277	桜井歯科医院 (和田) 81-8314

※診療時間は、内科・外科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。
※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(12月11日~1月12日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
12/11	12	13	14	15
午前 藤原・森田 午後 藤原	森田	午前 藤原・森田 午後 森田	藤原	森田
18	19	20	21	22
午前 藤原・森田 午後 森田	森田	午前 藤原・森田 午後 藤原	藤原	森田
25	26	27	28	29
午前 藤原・森田 午後 藤原	松木 藤原	午前 藤原・森田 午後 森田	藤原	休診日
1/1	2	3	4	5
休診日	休診日	休診日	藤原	藤原
8	9	10	11	12
休診日	藤原	午前 藤原・森田 午後 藤原	藤原	午前 森田 午後 横山

※診療担当医は都合により変更することがあります。
※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00
※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30
※救急患者の場合は、診療時間外でも診療いたしますので、下記に電話してください。
(注意)訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。
(お知らせ)第4火曜日の午前中のみ泌尿器科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。
ふれあい診療所 ☎087-892-2266



横防 岡崎 貢さんの作品
「横防公園の藤の樹」

瑞宝単光章受章

新宮正三氏
(元直島町消防団分団長)

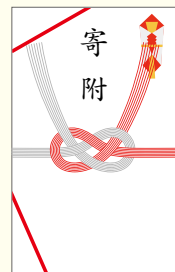
令和5年秋の叙勲で、元直島町消防団分団長の新宮正三氏が消防団員としての多年にわたる消防功労が認められ、瑞宝単光章を受章されました。



直島ライオンズクラブ 45周年記念事業

下記の団体に対して金一封のご寄附がありました。

- 直島つつじ太鼓
- 直島女文楽
- 直島ジュニアサッカークラブ
- 直島剣道スポーツ少年団
- 直島柔道スポーツ少年団
- 直島少年野球 (直島大会時)
- 福島節さんファミリー
- ひまわりフラスタジオ



香川県 社会福祉協議会会長より 表彰を受けました

民生・児童委員として多年にわたり社会福祉の増進に貢献された功績が認められ、香川県社会福祉協議会会長より中根智恵子氏が表彰されました。
おめでとうございます。



令和5年度火災予防ポスター

火災のない明るい社会を築くため、防火意識の高揚に役立つポスター作品を募集したところ、直島小学校の児童の皆さんから多数の応募をいただきました。

そのなかでも特に優秀であった3名の作品が以下の賞を受賞しました。



香川県幼年婦人防火委員会
会長賞
おかたけいこ
岡田 圭悟さん

香川県知事賞
すぎななこ
杉 那々子さん

香川県消防協会会長賞
あらい
吉井 ゆずさん